

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

このところ毎日、新型コロナウイルスニュースに目が釘付けになっています。
デパートの店員もこの頃は、東京並みにほぼ全員マスク。言葉を選ばず言えば、そのこと自体が一種不気味さを醸し出しています。早く収束しますように。

軽減税率:適格請求書保存方式など

税理士 鎌田 ふくみ

元号が変わり、2019年の始まりは平成31年で、終わりは令和元年、開けて今年は令和2年です。例えば、来る3月決算の事務所内ファイルの表記をR2/3としようか、2020/3としようかなど、時々迷いが出てきます。

昨年の消費税改正は、予定では平成31.10.1からでしたが、実施されたときには令和1.10.1になっていました。今後、適格請求書保存方式が実施されるのは平成35.10.1からと覚えていたのが、令和5.10.1からになりました。消費税に関しては、このほうが記憶しやすいかもしれません。

(2019改正・2023適格、よりは、平35・令5の5つなかりで、ということですが)

軽減税率導入については、実務的には、手間、混乱、複雑、面倒、等々のあまり芳しからぬ感想をお持ちの方も多と思います。

特に10月は注意が必要でした。旧税率8、新税率10、軽減8、ポイント還元等々、これまでの消費税率改正時とはちょっと違う趣がありました。

これを機にレジシステムを変えたものの、それぞれの税区分に従った集計がすんなりと出てこない例にも出会い、仕事柄致し方ないといえばそれまでなのですが、結構な負荷でした。この間、皆様にもご協力をいただき、感謝しております。

さて、以下、適格請求書保存方式について、売り手側に立って概略します。

- 適格請求書とは：「売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための書類」
- 適格請求書を発行するためには、税務署長に申請書を提出し登録される必要がある。
- 申請書は令和3(2021)年10月1日から提出することが可能。
- 課税事業者でなければ、登録を受けることはできない。

単純に言えば、実施後は免税事業者は消費税分の請求はできないということになります。免税による益税はなくなるとご理解ください。免税事業者の要件を満たしていても、あえて課税事業者を選択し、簡易課税が有利であれば、その選択が益税を生む点は変わりません。

医療費控除額の計算方法

スタッフ 高月 晋太郎

確定申告時期になりました。医療費控除の対象となる代表例の確認をしてみます。

医療費控除の対象	例
診療費 治療費 療養費	<input type="checkbox"/> 医師または歯科医師による診療または治療の費用 <input type="checkbox"/> あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術の費用（治療に関係のないものは含まず） <input type="checkbox"/> 出産費用（妊娠と診断されてからの定期健診や検査等の費用） <input type="checkbox"/> 視力回復レーザー手術（レーシック手術）費用 <input type="checkbox"/> 不正咬合の歯列矯正等 <input type="checkbox"/> 人間ドックや健康診断の費用（健康診断等の結果、重大な疾病が発見され、その治療に先立って行われる診察と判断された場合）
交通費	<input type="checkbox"/> 通院にかかる交通費 <input type="checkbox"/> タクシー代（緊急性がある場合や公共交通機関が利用できない場合）
医療器具・医薬品	<input type="checkbox"/> 義手、義足、松葉づえ、義歯や補聴器等の購入費用 <input type="checkbox"/> 治療または療養に必要な医薬品の購入の費用（ビタミン剤など、健康増進のための購入費用は除く）
その他	<input type="checkbox"/> 保健師、看護師、准看護師、または特に依頼した人による療養上の世話にかかる費用 <input type="checkbox"/> 6カ月以上の寝たきりの人のおむつ代（その人の治療をしている医師が発行した証明書が必要）

- 医療費控除の計算式：
「1年間に支払った医療費総額」－「保険金等で補填される金額(出産一時金・高額療養費なども含む)」－10万円

すなわち、『医療費を支払った額から、受け取った保険金等を差引き、その上で10万円を超えた金額部分が控除される』という計算になります。
- 最後に差引く10万円：
所得合計金額が200万円未満の方の場合は、所得合計金額×5%が10万円のかわりに差引される金額になります。
- なお、医療費控除を受けられる対象者は、確定申告される納税者ご自身だけでなく、生計を一にする(自分と同じ生計で暮らす)家族も対象となるため、1年間に支払った医療費総額に含めて計算することができます。

営業時間のお知らせ

土・日・祝日が定休日です。職員の執務時間は12月～5月の間は、9時から18時までです。よろしくお願いいたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。